

## 経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年7月12日（水）

（開 会）10：00

（閉 会）11：35

### ○委員長

ただいまから経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備についてを議題といたします。新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備に関し資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

### ○健幸・スポーツ課長

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元のほうに資料1から資料6までを配付させていただいております。

それでは、まず資料1でございますが、飯塚第1体育館及び第2体育館の位置図及び平面図でございます。

1ページが飯塚第1体育館の位置図、2ページが1階平面図、3ページが2階平面図、4ページが飯塚第2体育館の平面図を記載させていただいております。

続きまして、資料2のほうに移らせていただきます。資料2でございますが、第1体育館等の現状についてでございます。

まず、飯塚第1体育館は、昭和47年に供用開始いたしまして、現在、44年が経過しております。アリーナは、1771平方メートルあり、バスケット2面、バレーボールでは3面の広さを有しております。

また、2階には固定観覧席として1564席ございまして、センターコートを利用し、バレーボールVリーグやバスケットBリーグ等のプロスポーツの興行試合が行われております。

なお、バレーボールVリーグの試合においては、サブコートが必要としておりますが、この機能については第2体育館が補っている状況でございます。

そして、第1体育館は、市内で一番大きな屋内スペースを有しておりますことから、展示会等の各種イベントも開催されております。それとともに、選挙の際には、開票会場となっております。

次に、アリーナの年間利用率状況は、現在、87.19%で特に夜間につきましては、94.15%と高い稼働率となっております。体育館内についてはトレーニング室が併設されておりますが、これも年間約2万人が利用しております。

駐車場につきましては、隣接する第2体育館とあわせて約180台となっております。

次に、飯塚第2体育館についてでございますが、こちらは、昭和60年に雇用促進事業団が設置し、平成15年に本市が購入したものでございますが、第1体育館のサブアリーナの機能を担っておりまして、アリーナは720平方メートルございまして、バスケット1面、バレーボール1面の広さとなっております。

第2体育館の年間稼働率につきましては、95.17%と高い稼働率となっており、主に剣道、空手等の武道での利用が多い状況でございます。

続きまして、2ページ目でございますが、第1体育館、第2体育館の問題点についてでございます。

1番目に耐震性の問題でございます。第1体育館は昭和47年に竣工した体育館でございますので、新耐震基準以前の建物でございます。体育館利用者が安全安心に利用できる施設としての役割とともに、災害時の防災拠点、避難所機能について問題を有している状況でございます。

2番目に施設老朽化の問題でございます。第1体育館は44年が経過しておりまして、屋根は腐食が見られ、雨漏りの原因となっております。また、施設全体的に壁面剥離やクラックが見られます。アリーナの床は平成13年に全面改修をしておりますが、屋根、天井、また電気設備等は建設当時のままでございまして、老朽化が著しい状態となっております。

第2体育館につきましても、大規模改修は行っていませんので、屋根には腐食が見られ、屋上防水シートが劣化し、雨漏りの原因となっております。

それでは3番目でございますが、空調設備の問題です。第1体育館は、昭和49年に空調設備を設置しておりましたが、平成10年に廃止しております。これはボイラー方式の空調機で維持管理経費が高く、利用が少なかったことが理由でございます。

しかし、現在、大規模な大会では空調設備が必要な状態でございます。空調設備がなければ大規模大会の会場には選ばれない傾向となっております。

次、4番目でございますが、バリアフリーの問題です。第1体育館にはスロープ、トイレ、更衣室等がバリアフリーとなっておりますが、2階観覧席に行くにはエレベーターがなく、階段のみとなっております。トイレにつきましては、バリアフリーになっているのは1カ所のみとなっております。

続きまして、4ページでございますが、利便性の問題でございます。設置場所が国道に近い場所にあるにもかかわらず、駐車場が、先ほど申しましたように第1、第2体育館とあわせて180台分しかございません。そのため、満車状態となりまして、そのときに近くの商業施設に車をとめるほうが多く、苦情が多く寄せられている状況でございます。

続いて、6つめでございますが狭隘の問題です。大規模大会におきまして、アリーナ面積がせまく、会議室等も少ないため、大会運営を難しくしております。

5ページは第1、第2体育館の利用料金表を記載しております。

続いて6ページでございますが、一番上の(2)では、平成25年から27年の利用件数、利用人数、料金収入等を記載しております。また、(3)では稼働率を記載させていただいております。横のページになりますが、7ページには種目別の利用状況を記載しております。

次の8ページをお願いいたします。館内各施設の利用傾向を記載しておりまして、第1体育館アリーナの特徴といたしましては、土曜、日曜日はほぼ何かしらの大会、イベントが開催されております。平日においては、各種教室やサークル活動で市民の方に利用されております。

横のページ、9ページでございますが、イベント等その他の利用についてですが、1500席の観覧席があることで、プロスポーツの興行とともに、選挙また各種式典での利用もなされております。

次に10ページをお願いいたします。10ページは平成22年からの修繕工事の履歴を記載させていただいております。これは第1体育館、第2体育館ともでございます。

それでは、続きまして、資料の3の説明をさせていただきます。

これは、第1体育館、第2体育館以外の室内体育施設の概要でございます。市内には、第1、第2体育館以外に、穂波体育館、筑穂体育館、庄内体育館、颯田体育館、穂波B&G海洋センターがございます。また、体育館とは別に、穂波武道館、颯田武道館、弓道場がございますが、全て昭和40年代、50年代にできた施設でございます。老朽化が進んでいる状況でございます。次の2ページ以降にそれぞれの施設の概要を記載させていただいております。

それでは、次に資料4の説明をさせていただきます。

これは、飯塚市公共施設等の計画概要でございます。

まず最初に、平成21年策定の飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画におきましては、

飯塚第1、第2体育館は、中央体育館として継続して設置することとなっております。

なお、この計画は、その対象期間を平成28年度までとなっております。この中での具体的な内容としていたしましては、飯塚第1、第2体育館は施設規模や市民の利便性等を総合的に勘案した中で、本市の中央体育館として継続して設置することとなっております。

また、民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入することとなっており、こちら、第1体育館、第2体育館につきましては、平成22年度より指定管理者制度を導入いたしまして、現在も管理を行っております。

見直しにあたりましては、旧建築基準法に基づいて建設されておりますため、早期に耐震診断を行い、必要があれば耐震補強工事等行うことが必要となっております。

その他の体育館について、2番目でございますが、その他の体育館につきましては、穂波体育館は地域の体育館として継続して設置することとなっており、筑穂、庄内体育館は当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等の管理運営が可能な体制となった段階で廃止し、無償貸与するということとなっております。

また穎田体育館、穎田武道館は、穎田小中一貫校の建てかえにあわせて廃止することとなっておりますが、こちら、現在も直営施設として管理をしております。

なお、穎田体育館は、今年度中に地元調整を終わらせ、今年度末をもって廃止することで、現在調整を行っております。

穂波B&G海洋センターは、大規模改修工事等が生じるまでは、現行どおり継続して設置することとなっております。穂波武道館につきましては、早期の代替施設を確保することとなっており、弓道場につきましては、大規模改修工事の必要性が生じたときは、弓道関係団体と協議することとなっております。

次でございますが、第一次基本方針を終えて、平成28年に策定した第二次公共施設等のあり方に関する基本方針においては、公共施設等の総量最適化を進めるため、公共建築物の総床面積を30年間で19.3%縮減することとなっております。

それでは次に、資料5の説明をさせていただきます。お願いいたします。

これらの現状、問題点を踏まえまして、昨年、飯塚市体育館等施設整備検討委員会を設置いたしまして、飯塚第1体育館、第2体育館の施設整備の方向性について検討をいただき、本年5月8日に、飯塚第1体育館は隣接する第2体育館とともに建てかえが望ましいとの答申をいただきました。

建てかえが望ましいその理由といたしまして、問題点等は先ほど説明させていただきましたことと重複いたしますので省略をさせていただきますが、この資料5の2ページでございます。

基本的な考え方といたしましては、市民が日常的に利用でき、各種のスポーツ大会が開催でき、スポーツの楽しさを実感できる体育館を望むというものでございます。あわせて災害時には、避難施設として活用できるものということでもございました。

次に資料5の3ページでございますが、規模についてでございます。本市の人口規模に見合ったもの、利用者が使いやすく効率が良く、各種スポーツ大会がスムーズに開催できる規模が望ましく、機能においても、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、観客席、天井高、ステージ、トレーニングルーム、ランニングコース、空調、照明、音響、付帯設備、バリアフリー、共用部分、駐車場、防災倉庫、その他と幅広くご提言をいただいているところでございます。

財源につきましては、できるだけ各種補助金等の財源を研究し、将来の負担を少なくする必要についてもご提言をいただいております。

資料7ページになります。また付帯意見といたしまして、5つの候補地についてのご意見として、公共交通等の利便性が高く、利用しやすい場所、用地取得や造成等に多額の費用を必要としない場所、十分な駐車場スペースが確保できる場所などのご意見をいただいております。

それでは次に資料6でございます。この資料6でございますが、3月の委員会でも報告させていただきましたが、飯塚第1体育館については旧耐震基準の体育館でございますが、耐震診断を実施しておりません。本来、平成27年度までに耐震診断を行う義務を負っておりましたが、できていないことから、本年3月29日付で県から耐震診断の報告を行う旨の命令がなされております。これを受けまして、第1体育館の改修、建てかえとは別に法順守のために耐震診断を年度内に実施したいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

#### ○都市施設整備推進室副室長

庄内温泉筑豊ハイツについてご説明いたします。別冊の資料をお願いいたします。

1番目の設置の目的と経緯につきまして、筑豊ハイツは旧雇用促進事業団により昭和48年に開設され、平成15年に旧庄内町へ譲渡されました経緯と施設の管理運営者について記載しております。

2番目の筑豊ハイツの概要につきましては、所在地、アクセス状況、敷地面積、建築年、延床面積、構造、施設内容などを記載させていただいております。

2ページをお願いいたします。3番目の筑豊ハイツをめぐる状況につきましては、(1)で、施設の老朽化、耐震の問題、時代に応じた利用者ニーズに対応できていないなど、現状の課題を記載しております。(2)(3)(4)では、筑豊ハイツが飯塚国際車いすテニス大会期間中に世界のトップ選手や関係者から利用されていること、東京パラリンピック事前キャンプ地として南アフリカ共和国の車いすテニス競技の内定を受けたこと。3ページをお願いいたします。(4)では、車いすテニス競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設といった拠点となっていることを記載し、筑豊ハイツがスポーツの重要な施設であることを整理させていただいております。(5)の周辺環境としまして、隣接する県営筑豊緑地の概要について記載しております。

7ページの次にありますA3用紙の別紙1をお願いいたします。別紙1では、筑豊ハイツの直近5カ年の収支状況を掲載しております。平成24年度から28年度までの正味財産期末残高としましては、175万7516円、176万9653円、41万1121円、314万8231円、97万7749円と厳しい経営状況となっております。

次のページの別紙2をお願いいたします。別紙2では、市が支出しました筑豊ハイツの直近5カ年の修繕工事状況を掲載しております。施設の老朽化により200万円から400万円、多い年度では1400万円の修繕工事を実施しております。

次のページの別紙3をお願いいたします。別紙3では、筑豊ハイツの利用者数を5カ年分掲載しております。区分として、会場使用、宿泊、入浴、テニス、レストランの区分にて整理しております。相対的に減少傾向を示しております。

次のページの別紙4をお願いします。別紙4では、筑豊ハイツの利用者のうち合宿目的で宿泊された日数及び宿泊者数を3カ年分掲載しております。区分として、テニス、野球、サッカー、バレー、スケートなどの11の区分にして整理しております。

前ページの別紙3では、宿泊者は減少傾向ではありますが、合宿については維持しているところであります。

次のページの別紙5をお願いします。別紙5では、筑豊ハイツに隣接します筑豊緑地の利用状況を3カ年分掲載しております。区分として、テニスコート、野球場、主にサッカーで使われておりますが

球技場、プール、トレーニング室などの10の区分にて整理しております。各表の下段に健康運動広場、芝生広場がございますが、ここに記載しております人数は、遠足、バスハイクなどで利用申請があった数値でありまして、家族や友人間で申請せず利用されている分は含まれておりません。また、大会等の観客数は含まれておりません。

次のページの別紙6につきましては、筑豊ハイツの配置図を添付させていただいております。

戻りまして、資料の4ページをお願いします。4番目のこれまでの経緯につきましては、(1)で、平成27年12月に開催しました行財政改革推進本部会議におきまして、「現施設は、公の施設としては平成32年度末を目処に廃止する。」「現施設の廃止に伴い、今後必要となる機能や施設等については、飯塚国際車いすテニス大会運営支援及び筑豊緑地利用者のサービス向上を考慮しながら、平成28年度末までに決定する。」という方針を決定しております。

(2)に、平成28年以降の動きを記載しております。①としまして、管理施設、合宿等宿泊施設、民活施設のそれぞれ、または、その複合する施設の可能性について、民間事業者にヒアリングを行いましたが、厳しい状況でありまして、5ページをお願いいたします。②としまして、県営筑豊緑地との一体的な管理運営及び整備の可能性について福岡県と協議してきておりますが、具体的な良案がない状況であります。③としまして、昨年9月に業界新聞2社に民間事業者から広く提案を募集する記事を掲載していただきましたが、問い合わせは3件で、提案があったのは1件にとどまっております。

6ページをお願いします。先ほど述べました状況を踏まえまして、今後の方針としましては、(1)に記載しておりますとおり、目標年次を平成32年とし、東京パラリンピック事前キャンプまでの新たな施設の開館を目指すこととしております。

(2)では、再整備にあたりまして、「車いすテニス大会運営について、宿泊を含む支援機能を有する施設」、「障がい者にやさしいバリアフリーに配慮した施設」、「多くの人が集うコミュニティ機能を有する施設」、「筑豊緑地の利用者にも利用しやすく、スポーツ合宿等にも対応可能な施設」、この4点を留意すべき点といたしました。

特に、飯塚国際車いすテニス大会における、南アフリカ共和国オリンピック委員会からの視察に際して、車いす利用者が利用しやすい施設となることを希望されておきまして、あわせて、ナショナルトレーニングセンターとして施設を利用されております車いすテニスの強化選手団からも要望をいただいているところでございます。

(3)の代替施設案としまして、宿泊施設と、通常時は会議、研修、イベントに使用でき、車いすテニス大会時には選手サロンとして使用できる多目的施設を施設案に加えまして、民間事業者にヒアリングしてまいりたいと考えております。

7ページをお願いいたします。(4)では、新施設の建設地は、飯塚国際車いすテニス大会のメインコートに近く、大会運営支援が機能的に行えることなどを考慮しまして、現在の敷地及び同施設駐車場の敷地内での建てかえを基本とするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

続きまして、地方卸売市場について説明させていただきます。これも別冊の資料になっておりますが、別冊の資料をお願いいたします。

1番目の飯塚市地方卸売市場の概要につきましては、青果部、水産物部、花き部の3部門がございまして、3場で合計6万4918平方メートルでございます。あわせまして、主な施設、平成27年度の取り扱い数量を記載させていただいております。

2番目の沿革としましては、昭和45年に水産部と青果部が開場し、昭和55年に花き部が開場、そ

の後、合併及び統合が行われまして、平成13年から現在の形となっております。

2ページをお願いします。3番目のこれまでの経緯としましては、地方卸売市場は、民営化の方向で関係者と協議を進めてまいりましたが、施設の老朽化によって増幅する改修費用、卸売会社の取引量の減少、会社組織の変更等の理由によりまして、卸売会社としては現時点では「民設民営の市場」としての運営は厳しいという状況を踏まえまして、平成27年12月の行財政改革推進本部会議におきまして、「当分の間は『公設公営の市場』として運営を継続する。」、「施設は建て替えるが、場所については、現在地以外とする。」、「新施設の設置時期、場所等は、平成28年度末までに決定する。」、「施設更新後の運営方法については、将来的な民営化を行う方向で、関係者と協議の上、一定の方向性を出す。」という4点の方針を決定しております。

この方針により、平成28年1月に市場関係者との意見交換を行いまして、立地場所などの条件付きながら、現在地以外での建てかえについて、2月に了承をいただいております。

地方卸売市場の整備基本構想を策定するにあたり、附属機関である「飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会」を設置して、卸売市場等の施設整備に関して調査及び審議をしていただいております。

委員会につきましては、平成28年9月5日に第1回目の委員会を開催し、平成29年1月23日までに計6回の委員会を開催してございまして、その概要を3ページから4ページにかけて記載しております。

第1回目は、飯塚市地方卸売市場の概要及び取り巻く状況などを協議しまして、第2回目は、飯塚市地方卸売市場の強み・弱み・機会・脅威の分析、他市場における場外市場の事例紹介、移転検討地について、協議しました。

第3回目は、午前に関東市の唐戸市場を視察、午後に会議を開催し、移転検討地、施設の規模及び機能、場外市場の方向性について、協議しまして、4ページをお願いいたします。第4回目は、九州大学の教授をお招きし、「卸売市場を巡る動向」について、ご講演をいただきました。第5回目は、基本構想答申書案の骨子を協議しまして、第6回目に、基本構想答申書案を協議しております。

その後、市長の交代、市担当部局の機構改革、移転候補地の再検討によりまして、検討委員会の開催が中断しております。

(3)の飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書案の概要でございます。答申書は、建設から長期間が経過し、施設の老朽化や鮮度管理の未整備等の課題を抱える本市卸売市場の現状に対して、移転を含めた再整備に向けて、今後の市場に求められる機能を飯塚市地方卸売市場等整備基本構想として答申するものでございます。

内容としましては、飯塚市地方卸売市場を取り巻く環境と課題の抽出、今後の展望と目指すべき今後の方向性の整理、卸売市場の整備内容、整備規模、整備運営手法等整備方針の検討、卸売市場の敷地面積は、施設を平屋建てとした場合3万3千平方メートル、一部重層化しても2万5千平方メートルが必要面積であると想定されております。移転検討地については、絞り込む協議をしてはございましたが、現段階では1カ所に絞り込むことが困難であることから、メリット・デメリットを整理し、市場関係者からの提案の3カ所に加え、市提案の市有地3カ所の6地点の再検討を市場関係者と調整中でありまして、そして、場外市場についての検討内容、最後に、新市場は平成33年4月の開場を目指すこととしております。

A3の別紙「移転検討地比較一覧表」をお願いします。位置図に、これまで検討に上がりました6地点を①から⑥で図示しております。

2枚目をお願いします。2枚目は、現在の卸売市場と6地点の比較表であります。1点目の庄内工業

団地グラウンド、2点目の健康の森公園、3点目の鯉田工業団地第1区画が本市から提案した検討地でありまして、4点目の庄内体育館及び野球場、5点目の鶴三緒の私有地、6点目の庄内工業団地四つ角付近の私有地が検討委員会委員から提案のあった検討地であります。

一覧表の項目としましては、面積、用途地域、容積率、建ぺい率、建築基準法上の規制、場外市場の建築に関する規制、交通アクセスや汚水処理などの検討項目を記載しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、先ほど申し上げましたとおり懇談会を開かせていただきますので、まずは、ただいまの説明がありました資料に関する質疑のみにとどめていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。質疑はありませんか。

○上野委員

飯塚市地方卸売市場についてなんですけども、4ページに基本構想答申書案の概要ということでご説明がありましたけども、これまだ基本構想答申が出てない段階で、しかも案の概要ということでこの委員会にご提示をされてますけども、これは、構成委員の皆様、全員のご理解を得られてるんですか。

○都市施設整備推進室副室長

この案の概要につきましては、1月に検討委員会の委員、皆様に、ご提示はして、協議をさせていただいてるところであります。本委員会にこのような形で提出するという了解と申しますか、お話ししておりません。

○上野委員

内容全然変わってくる可能性もあるわけでしょう。この委員会にこういう資料を出していただくと、非常に委員の皆さん誤解をされると思っておりますが、その点どのようにお考えなんですか。

○都市施設整備推進室副室長

現段階で委員皆さんとも協議をさせていただいてるものを概要として記載させていただいているものでありまして、決して、委員の皆様に誤解を与えるというふうには理解しておりません。

○上野委員

じゃあ確認しておきますけども、今の進行状況のご案内ということで受け取ってよろしいですね。

○都市施設整備推進室副室長

現在協議している段階のものになります。

○上野委員

今からこの委員会でもいろんな資料の要求とかあると思うんですけども、そういう確定してない事項に関しては、資料として出されるときにそういったご説明も必ずつけ加えていただくように要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

共産党の川上直喜です。資料6についてですけれども、体育館、県知事から飯塚市長あてのとし3月29日付の命令ですね。要緊急安全確認大規模建築物に関わる報告命令についてと。命令の内容は、平成30年3月31日までに法の規定により、耐震診断の結果の報告を行うことということなんですね。まだこれから耐震診断を行うという段階のようなんですけども、先ほどの説明で、平成27年度までに耐震診断をしなければならないところをしていなかったということで、この命令が出されたというふうにお

聞きしたんですけれども、この平成27年度までに耐震診断をすべきところという根拠となる資料、追加で出していただきたいと思います。

○委員長

川上委員、あとで懇談会の中でまとめて、資料要求を行いますので、一応要望だけでお願いしておきます。ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

筑豊ハイツの配置図がありますよね、別紙6。これは今、飯塚の市有地の分まで一緒につけていただけませんかね。この範囲までしかないんですかね、市有地は。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚の市有地ということでいきますと、筑豊緑地公園の区域の中にもございます。準備はできます。

○坂平委員

筑豊緑地内もだけれども、この外周がありますよね、本館、新館。それに黒く濃く載ったラインが入ってる。これは境界ですかね。ここまでしか飯塚市の市有地はないんですかね。わかる。わからないならちょっとこっち来て。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

○坂平委員

この体育館、先ほど川上委員が質問されていた分、これ平成30年3月31日まで耐震診断の分、これは補助対象になるんですか。年度過ぎてるけど。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:48

再 開 10:48

委員会を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:48

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

ほかに質疑もないようですので、次に全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すいません。私のほうで代表して資料要求させていただきます。

まず、先ほどありました筑豊ハイツに関するもので、資料7ページに関連して、敷地の市有地の範囲がわかる資料をまず用意をお願いします。

それと、体育館、資料5の候補地5カ所の周辺地図、市有地の範囲がわかる資料の準備をお願いします。

あと引き続きまして、平成27年度に耐震診断をしなければならなかったことがわかる資料について



要求します。

次に、菰田の再開発に関する報告書、UR都市機構に委託した菰田の再開発に関する報告書について要求させていただきます。

それと、先ほどの地方卸売市場の答申書についての質疑もあっておりましたけども、それに関する答申書案の概要ではなく、それそのものの要求をさせていただきます。

それと、今審議しております3施設に対します市民意見等をとられておるんであれば、その市民意見の内容についてまとめた資料を要求させていただきます。

それと、最後になりますけれども、今回、議会として本特別委員会を設置しました主旨としましては、3つの施設について、関連を含めて調査を行い、その上で進められるものについて進めていきたいという理由からでございます。

そのためには、時期、場所、財源の関連をまず理解しないことには委員会としても判断ができかねますので、まず、現時点で市が想定しているもの、前提としているものを最初に示していただく必要があるかと考えてます。

つきましては、各施設の整備の目標年次やそれに向けたスケジュールが一覧としてわかるような資料、あわせて、3施設について想定される事業費及びその財源に関する資料、もしまだ具体的な算出がされてないということでしたら、財政見通しの分でも構いません。可能でありましたら、返済計画等も含めて要求させていただきたいと思えます。

今の懇談会の中で複数の委員からもお話がございましたけども、やはり、こういった委員会立ち上げた目的としまして、市長の大きな、例えば体育館であれば体育館の建てかえなのか、改修なのか、そのあたりの大きな判断というの、最終的にまだなされておられませんので、その辺りの分を含めまして、やはり市長としてどういった形でこの3施設について進めていきたいのかという部分の市長みずからの答弁を、次回の委員会の場で構いませんので、可能でありましたら、いただきたいと思えます。以上、委員長においてお取り計らいをよろしくお願ひします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、永末委員からの要求がっております資料につきまして提出できますか。できるならできるで――。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:30

委員会を再開いたします。ただいま永末委員から要求がおります資料につきましては提出できますか。

○健幸・スポーツ課長

それぞれ3施設ございますので、体育館についてでございますけど、まだ場所、それぞれの規模とかによっては若干違いますので、できる範囲の中で出させていただきますと思います。

○都市施設整備推進室副室長

筑豊ハイツ、それから地方卸売市場につきましても、基本的に提出させていただきます。ただし、先ほどの、逆質問のような形で恐縮ですけれども、菰田のURに委託したものというのは全部ではなく、抜粋なり概要というようなことでよろしいのでしょうか。その点、ご確認させていただければと。

○委員長

できる範囲の中で結構です。先ほどから言っているようにできる範囲でできて、あとは皆さん詰めて

いけばいいです、次回から。そういうことです。できますね。

○都市施設整備推進室副室長

提出させていただきます。

○平山委員

先ほど、永末委員の質問の中で3施設の市民意見の取りまとめがあればその資料もお願いしますという要望がありましたけど、今までいろんな委員会でいろんな議員に対する説明の中で、この市民意見の取りまとめが、私はなかったような気がするんですね。それで、恐らくないと思うんですが、ちょっと、そのところ説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:32

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま永末委員からの要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑ありませんか。

○松延委員

先ほど懇談会でちょっと出ておりましたけども、今、副委員長からの資料請求がありました。加えまして、この委員会をスムーズに進めるために、我々委員も3施設を熟知した上でというふうに思っておりますので、現地視察及びその3施設の関係者との事情聴取といいますか、協議をした上でやっていきたいと思っておりますので、どうか現地視察も実施していただきますよう、委員長に取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。今、松延委員のほうからいろいろとご質問ありましたが、それは一つ、私たちのほうで調整しながら、ご協力を願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

すいません。資料要求でたぶんもれてたのかなと思ったもので、卸売市場の移転検討地の、市有地であれば、市有地の表を、卸売市場の移転検討地、6カ所プラス現在地の市有地の範囲の資料、図面をお願いしたいのが1点と、体育館の移転地で、現在地の図面の要求がなかったと思うので、それもあわせてお願いしたいと思います。委員長においてお取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま上野委員から要求のあった資料については提出できますか。

○健幸・スポーツ課長

提出できますので、提出させていただきたいと思えます。

○都市施設整備推進室副室長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま上野委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかにございませんか。

( な し )

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

これもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。